

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00231543

2024年2月29日

発信課	環境部環境指導課
担当者	廃棄物指導係 石川 尚人
連絡先	電話 0166-25-6369
	FAX 0166-26-7654
	E-mail kankyoshido@city.asahikawa.hokkaido.jp

分類	イベント・行事 [] 募集 [] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 [○]
日程	令和6年3月1日 ~ 令和6年5月29日
発表項目 (行事名)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に係る行政処分について
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	令和6年2月29日付け行政処分。 詳細は別紙の添付資料を参照。
添付資料	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
報道(取材)に当 たってのお願い	
備考	

令和6年2月29日付け行政処分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規定により、次の事業者に対して不利益処分を行いました。

被処分者の名称及び代表者の氏名

被処分者の名称：株式会社サンテック

代表者の氏名：小谷 守

許可の種類

一般廃棄物収集運搬業の許可

一般廃棄物処分業の許可

一般廃棄物処理施設の設置許可

産業廃棄物処分業の許可

産業廃棄物処理施設の設置許可

許可の番号

一般廃棄物収集運搬業：第200129号

一般廃棄物処分業：第200047号

一般廃棄物処理施設：旭環対指令第190277号

産業廃棄物処分業：第05020060412号

産業廃棄物処理施設：旭環対指令第160042号

許可年月日

一般廃棄物収集運搬業：令和4年8月24日

一般廃棄物処分業：令和4年6月13日

一般廃棄物処理施設：平成20年3月18日

産業廃棄物処分業：令和2年9月8日

産業廃棄物処理施設：平成16年10月25日

事業の範囲

一般廃棄物収集運搬業：伐採後の木の根、枝、ぼさ。積替保管なし。

一般廃棄物処分業：破砕（伐採後の木の根、枝、ぼさ、廃木製品（再生利用が確実なものに限る。）。）。

産業廃棄物処分業：破砕（木くず）。

施設の種類

一般廃棄物処理施設：ごみ処理施設（伐採後の木の根，枝，ぼさ，廃木製品（再生利用が確実なものに限る。）の破碎施設）

産業廃棄物処理施設：木くずの破碎施設

処分の内容

一般廃棄物収集運搬業の90日間の事業停止

一般廃棄物処分業の90日間の事業停止

一般廃棄物処理施設の90日間の使用停止

産業廃棄物処分業の90日間の事業停止

産業廃棄物処理施設の90日間の使用停止

停止期間

令和 6年 3月 1日から令和 6年 5月29日まで

処分の理由及び処分の根拠となった条文

被処分者は、少なくとも令和4年4月から令和5年11月までの期間において合計で約10,136.2tの一般廃棄物及び産業廃棄物の木くず等について、設置許可を受けていない破碎施設にて処理を行った。このことは、法第8条第1項及び法第15条第1項の規定に違反し、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の無許可設置に該当するため。